

# 逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき 被疑事実の要旨の程度

氏 家 仁

- I はじめに
- II 緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度
- III 裁判例において問題となった緊急執行の類型ごとの検討
- IV おわりに

## I はじめに

逮捕状により被疑者を逮捕（通常逮捕）するに当たっては、逮捕状を被逮捕者<sup>1)</sup>に呈示することが原則である（刑事訴訟法201条1項<sup>2)</sup>）。しかし、逮捕状を所持しないためこれを呈示することができない場合において、急速を要するときは、例外として、被逮捕者に対し「被疑事実の要旨」及び「令状が発せられている旨」（以下「逮捕状の発付の旨」ともいう。）を告知すれば、逮捕状を呈示することなしに逮捕することができるが、この場合、逮捕状は、逮捕後、できる限り速やかに呈示しなければならない（同条2項により、勾引状または勾留状の緊急執行に関する73条3項を準用）。このことを逮捕状の緊急執行<sup>3)</sup>（以下、単に「緊急執行」ともいう。）と呼んでいる。特に全国的な

- 
- 1) 以下、逮捕の相手方となる被疑者を「被逮捕者」といい、逮捕を行う者を「逮捕者」という。
  - 2) 以下、条文番号のみを摘示する場合には、刑事訴訟法のそれを指す。
  - 3) 逮捕状の緊急執行は、勾引状や勾留状の緊急執行の規定を準用するが、逮捕

指名手配は、この緊急執行の規定を根拠として行われている<sup>4)</sup>。

この緊急執行の要件は、①「急速を要するとき」であること（逮捕状を所持しないためこれを示すことができない場合であることが前提となる。）、被逮捕者に対して、②「被疑事実の要旨」を告知すること、③「逮捕状の発付の旨」を告知すること、④逮捕状をできる限り速やかに呈示することの4つに整理される。本稿は、これらの要件のうち緊急執行に当たってすべき告知（②及び③）に焦点を当てて論じるものである。緊急執行は逮捕状を所持しないためこれを示すことができない場合に、急速を要するときになしえるものであるが<sup>5)</sup>、このうち③の告知は、逮捕状が発付されている旨

---

状は、勾引状や勾留状とは異なり「執行」という観念が伴わないため、厳密に言えば、逮捕状について緊急執行と呼ぶのは正確ではないが（平場安治ほか『注解 刑事訴訟法 中巻〔全訂新版〕』（青林書院新社、昭和57年）77頁〔高田卓爾〕）、実務及び学界においても広く用いられているため、本稿でも逮捕状の緊急執行と呼ぶこととする。

- 4) 犯罪捜査規範31条以下、犯罪捜査共助規則7条以下参照。河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第4巻〔第2版〕』（青林書院、平成24年）279頁〔渡辺咲子〕、松本時夫ほか編『条解 刑事訴訟法〔第4版増補版〕』（弘文堂、平成28年）387頁。
- 5) 警察官の1名が逮捕状を所持しており、それを示す余裕がなかったとは認められない事例（大阪高判昭和32年7月22日高刑10巻6号521頁）や、警察署に在署し、かつ、逮捕状を直接保管していた警察官が、逮捕すべく警察署から出発しているのだから、逮捕状を携行して、逮捕の際にこれを呈示すべきであるのに呈示しなかった事例（東京高判昭和34年4月21日高刑12巻5号473頁）は、それぞれ判文中で被疑事実の要旨を告知しなかったことが指摘されており、被疑事実の要旨の告知にかかる裁判例とも捉えられるが、これらの事例は、そもそも緊急執行することができない場合であるから、201条1項の逮捕状の呈示の問題である（このように指摘するものとして、両者の判例につき、青木五郎「被疑事実の要旨の告知」河上和雄ほか編『警察実務判例解説（任意同行・逮捕篇）〔別冊判タ11号〕』（判例タイムズ社、平成2年）59頁、倉崎英逸「逮捕状の緊急執行—罪名のみの告知と公務執行妨害罪の成否—」捜査研究23巻2号（昭和49年）73頁。前者の大阪高判につき、警察庁警察大学校刑事判例研究

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

を告知すれば足りるため<sup>6)</sup>、そこに特段の困難さがあるとは考えられない（それゆえ、この③の告知が問題となった裁判例等は見当たらない）。他方、②の告知は、例えば、緊急執行をすべく、または、それも念頭に置いて、被疑者の所在地に赴いた上で、緊急執行するような場合であればともかく、逮捕状が発付された被疑者が行方をくらましていたところ、思いがけず発見し、緊急執行しようとするような場合に、被疑事実の要旨を告知することについて困難さがあるのは想像するに難くない。もし仮に、緊急執行に当たって、逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一、または、そこまでいなくても詳細な告知が必要であると解すれば、緊急執行が非常に困難になり、この緊急執行の規定が空文化するおそれがあることも否定できない。

そこで、本稿では、緊急執行に当たって、最低限どの程度の被疑事実の要旨を告知しなければならないのかについて明らかにした上で（Ⅱ）、この私見の立場から、要旨の告知の点で、裁判例において問題となった緊急執行の類型ごとに検討を加えることとしたい（Ⅲ）。

## Ⅱ 緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度

### 1 逮捕状の呈示の趣旨を明らかにする必要性

緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度を明らかにするためには、まず、緊急執行に当たって「被疑事実の要旨」及び「逮捕状の発付の旨」の告知が要求されている趣旨を明らかにしなければならない。そ

---

会「判批」警論11巻3号（昭和33年）92頁。後者の東京高判につき、匿名解説「判批」判時198号（昭和34年）22-3頁、田原義衛「判批」判タ123号（昭和36年）37頁）。

6) 山口榮「いわゆる逮捕状の緊急執行—その要件と履践事項—」警察時報16巻11号（昭和36年）72頁（この見解は、「逮捕状が出ている旨については、単に逮捕状が出ていることさえ告げればよいのであって、何日に逮捕状が発付されたとか、何処の裁判所の何んという裁判官から発せられたとかいうことは、告知の要がないことというまでもない。」とする。）。

して、緊急執行は、急速を要するときに、原則である逮捕状の呈示に代えて、「被疑事実の要旨」及び「逮捕状の発付の旨」を告知するものであるから、これらの告知の程度等については、逮捕状の呈示の趣旨に遡って、これに従って判断されるべきことになるから<sup>7)</sup>、まず、前提として、逮捕状の呈示の趣旨を明らかにしなければならない。

後述するとおり、逮捕状の呈示（201条1項）の趣旨をどのように解するかについては見解に対立がみられる。大きく、憲法34条の「理由の告知」の方法であるとする見解と、逮捕が逮捕状に基づくものであることを明らかにする方法であるとする見解に分けられる。仮に前者の見解に立つ場合、逮捕状の呈示によって「理由の告知」がなされる内容は逮捕状記載の被疑事実の要旨のほかならないし、後者の見解に立つ場合、明らかにされるのは逮捕が逮捕状に基づくものであることであり、そして、その逮捕状は被疑事実の要旨が記載されているものでなければならないから、結局、逮捕が被疑事実の要旨が記載された逮捕状に基づくものであることを明らかにしなければならないということになる。そうすると、いずれの見解に立つにしても、そもそも逮捕状にはどの程度の被疑事実の要旨を記載しなければならないのかを明らかにすることが議論の出発点となる。

憲法33条により、逮捕（現行犯を除く。）は、「理由となつてゐる犯罪を明示する令状」によることが要求される。逮捕の理由になりうるのは現実に存在する特定の犯罪であることから、同条でいう「理由となつてゐる犯罪を明示する」とは、「逮捕の理由となっている特定の犯罪事実」を示すことであり、罪名だけを示すことではないとされる<sup>8)</sup>。そして、200条1項において、逮捕状に、「罪名」のほか、「被疑事実の要旨」を記載することとしたのは、この趣旨を受けたものであるとされる<sup>9)</sup>。もっとも、罪名

---

7) 伊藤栄樹ほか『注釈刑事訴訟法 第3巻〔新版〕』（立花書房、平成8年）103頁〔東條伸一郎〕、倉崎・前掲注5）73-4頁。

8) 法学協会『註解日本国憲法 上巻』（有斐閣、昭和28年）607頁。

9) 法学協会・前掲注8）607頁。

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

の記載も、この被疑事実の要旨の記載と相まって被疑事件を特定するものではある<sup>10)</sup>。そして、罪名及び被疑事実の要旨の記載については、「犯罪事実を特定し、他の犯罪事実と識別が可能な程度に具体的かつ明確な記載が必要とされている。どの程度の具体性があれば識別可能といえるかについては、訴因の特定（刑訴法256条3項）に関する議論（識別説）が参考になる。公訴提起時と比べて逮捕状請求時は証拠が少ないため、特定の程度については公訴提起時と差異があっても、やむを得ないことが多いが、最低限、他の犯罪事実と識別可能な程度の特定は必要である。また、構成要件事実について、できる限り特定して過不足なく記載することも必要である。」（下線筆者）と解されている<sup>11)12)</sup>。また、この具体的な記載方法として、「六何・八何の原則」を踏まえるものとされている<sup>13)</sup>。前述したとおり、捜査の初期であることからそこまで詳細である必要はないとしても、逮捕の理由は現実に存在する特定の犯罪である以上、少なくとも他の事実と識別しうる程度に特定された被疑事実の要旨が記載されなければならないと解すべきであろう。

---

10) 楠原一男「逮捕状の様式」判タ296号（昭和48年）126頁。

11) 田中康郎監『令状実務詳解』（立花書房、令和2年）171頁〔楠原敬〕（この見解は、逮捕状請求書に記載すべき罪名及び被疑事実の要旨にかかるものであるが、逮捕状の記載事項である被疑事実の要旨についても同じように考えてよい。また、この見解は、他の事実と識別することができない場合について、「裁判官は逮捕の許否の判断ができない（そもそもどの事実について要件を判断すればよいのかすら分からない）から、不適法であることを理由に逮捕状請求を却下するほかない。」とする（172-3頁）。）。

12) 山口地下関支判平成7年11月27日判自149号84頁も、「……逮捕状・勾留状に記載すべき被疑事実の要旨は、罪名の記載と相まって、どのような犯罪事実によって逮捕・勾留されるのかが、他の犯罪事実と識別できる程度に記載されていれば、構成要件の特定としては足り、事実関係のある程度の不確定は許されると解するのが相当である。」とする。

13) 杉山徳明ほか編『令状請求ハンドブック〔第2版〕』（立花書房、令和3年）22頁。

## 2 逮捕状呈示の趣旨

### (1) 理由の告知の方法と解する見解

前述したとおり、逮捕状の呈示（201条1項）の趣旨をどのように解するかについては見解に対立がみられる。まず、同項は、逮捕の理由を告知する方法として法定されたものであり<sup>14)</sup>、憲法34条を根拠として明示する見解もある<sup>15)16)</sup>。また、逮捕状の呈示の趣旨については、201条2項で準用する73条3項にかかる勾引状及び勾留状の執行の規定（同条1項）における令状の呈示の趣旨がそのまま当てはまると解されるところ<sup>17)</sup>、同項の規定における令状の呈示についても、憲法34条による理由の告知の方法であるとの見解もある<sup>18)</sup>。

---

14) 伊藤ほか・前掲注7) 101-2頁〔東條〕は、「本条〔筆者注：201条〕は、憲法34条の直接の要請ではないと解されるが、同条の『抑留』の前段階としての逮捕に当たり、その理由を明らかにすることを要求することにより、憲法の本質を具体化するものである」とし、河上ほか・前掲注4) 271頁〔渡辺〕は、「呈示自体は、憲法上の要求ではないが、法は、逮捕の『理由を告知』する方法として、呈示を求めることとした」とする。

15) 高田卓爾編『基本法コンメンタール刑事訴訟法〔新版〕（別冊法セミ38号）』（日本評論社、昭和54年）192頁〔安西温〕、石丸俊彦『刑事訴訟法』（成文堂、平成4年）137頁、井上正仁監『裁判例コンメンタール刑事訴訟法 第2巻』（立花書房、平成29年）100-1頁〔久木元伸〕。ほかに、富田康次「判批」捜査研究97号（昭和34年）49頁。

16) 緊急執行に関する裁判例である大阪地判昭和45年10月30日刑月2巻10号1127頁も、「刑事訴訟法が通常逮捕の場合に被疑者に逮捕状を示すことを要し、逮捕状の緊急執行の場合に逮捕状発布の事実のほかに被疑事実の要旨を告知することを要するとしたことは『何人も理由を直ちに告げられなければ抑留又は拘禁されることがない』と規定した憲法34条を具体化したものである。」とする。

17) この点につき、平場ほか・前掲注3) 75頁〔高田〕。

18) 小野清一郎ほか『ポケット註釈全書 刑事訴訟法（上）〔新版〕』（有斐閣、昭和61年）182頁〔横井大三〕。

(2) 理由の告知の方法と解する見解の検討

このように、逮捕状（勾引状、勾留状）の呈示は、憲法34条の理由の告知の方法であると解する見解があるが、相当ではないと考える。

①憲法が「逮捕」（憲法33条）と「抑留」（憲法34条）とを区別して使用し、憲法33条の「逮捕」とは「拘束の開始」のことであり、憲法34条の「抑留」とは「拘束の継続」である「逮捕・勾引後の留置など」に当たると解される<sup>19)</sup>。理由の告知は、「抑留又は拘禁」（憲法34条）される場合に要求されるものであるから、同条により「理由の告知」が要求されるのは、「拘束の開始」である「逮捕」の時点ではなく、その後の「拘束の継続」段階である「留置」の時点であり、これを受けて、刑訴法で規定されたものは、76条1項等の「公訴事実の要旨」の告知、203条1項及び204条1項の「犯罪事実の要旨」の告知であると解すべきであるからである<sup>20)</sup>。その実質的な理由として、「多く逮捕の実施は、事態が緊迫しているからである。」とする見解がある<sup>21)</sup>。

また、②この見解の理由を支えるものとして、同じ憲法34条では、抑留

---

19) 法学協会・前掲注8) 603, 615頁。

20) 平場安治ほか『注解 刑事訴訟法 上巻〔全訂新版〕』（青林書院、昭和62年）238-9頁〔高田卓爾〕、高田卓爾編「基本法コンメンタール刑事訴訟法〔第3版〕（別冊法セミ122号）」（日本評論社、平成5年）78-9頁〔高田昭正〕（ただし、これらは73条1項について）。そのほかに、大國仁『捜査官本位 刑事訴訟法要説』（中央法規出版、昭和53年）70頁、倉崎・前掲注5) 72-3頁。このように解するのが、高田卓爾ほか編『新・判例コンメンタール刑事訴訟法3 第一審（1）』（三省堂、平成7年）381頁〔福井厚〕は、通説であるとし（ただし、73条1項について）、高田卓爾編「基本法コンメンタール刑事訴訟法〔第3版〕（別冊法セミ122号）」（日本評論社、平成5年）177頁〔井戸田侃〕は、多数説であるとする。

法学協会・前掲注8) 615頁は、憲法34条を受けて、203条1項前段、204条1項前段、76条、61条、77条2項によりそれぞれ犯罪事実または公訴事実を告知しなければならないとする。

21) 大國・前掲注20) 70頁。

または拘禁するに当たって、直ちに「弁護人に依頼する権利」が与えられなければならないと規定されているが、これを実質的に保障するためには、弁護人依頼権の告知がなされなければならないのに、刑訴法では、この告知は令状執行後にすべきものとされており、少なくとも、立法者としては、令状執行後の被疑事実の告知をもって、憲法34条の要請に見合う手続であると考えたものと解するという点が挙げられている<sup>22)</sup>。

(3) 逮捕が逮捕状に基づくものであることを明らかにする方法と解する  
見解

それでは、逮捕状の呈示が理由の告知の方法ではないと解すると、刑訴法で逮捕状(勾引状、勾留状)の呈示を要求する趣旨をどのように解すべきであろうか。

憲法33条では、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」と規定され、逮捕について令状主義を採用している。もっとも、この規定は、逮捕が令状に基づくことを要求するものであって、逮捕状の呈示を直接要求したものではないが、「確に令状に基いた逮捕であることを明らかにするために、これを示すのが望ましい。」といえるため、この趣旨を受けて、刑訴法で逮捕状(勾引状、勾留状)を呈示することとしている<sup>23)</sup>。この意味で、憲法33条の令状主義と密接な関連があるといえる<sup>24)</sup>。

---

22) 平場ほか・前掲注20) 238頁〔高田〕、河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 第2巻〔第2版〕』(青林書院、平成22年)〔川上拓一〕87-8頁(ただし、これらは73条1項について)。倉崎・前掲注5) 73頁。

23) 法学協会・前掲注8) 608頁。

24) 高田卓爾編『判例コンメンタール17 刑事訴訟法I』(三省堂、昭和51年)259頁〔佐藤文哉〕は、「本条〔筆者注：73条〕が令状の呈示を要求しているのは、憲法の直接の要請ではないが(通説)、憲法33条の令状主義の要請と密接な関連がある。すなわち、令状主義は、もともと、逮捕の要件が備わっていることを事前に司法官憲に判断させ、かつ、令状という形式の裁判書を発付させ

### 逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

そうすると、逮捕状の呈示の趣旨は、逮捕が、憲法33条の令状、すなわち「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状」に基づくものであることを明らかにするところにあると解することができる<sup>25)</sup>。このような令状に基づくとは、言い換えれば、逮捕に際し、このような令状が存在しているということであるが、これを明らかにする最も確実な方法が令状の原本の呈示にあるから、それが原則になるのである。

なお、逮捕状の呈示によって、憲法34条の「理由の告知」が、より早く、より十分になされるという効果は期待できるとされるが<sup>26)</sup>、飽くまで、逮捕状の呈示の趣旨は「理由の告知」にはなく、逮捕が逮捕状に基づくものであることを明らかにする方法と解する見解からすれば、逮捕状の呈示によって理由の告知が実現されるのは、被逮捕者にとってはいわば副産物としての利益といふことができる。

### 3 緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度

通常逮捕における逮捕状の呈示の趣旨について明らかになった。そこで、つぎに、緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度について考

---

ることによって、不当な逮捕を防止する目的に出ている。したがって、令状はいわば逮捕者の権限を証する書面であって、不当な逮捕を防止するためには、令状の原本の呈示を要求するのが最も確実である。この観点から法は令状の呈示を要求していると理解すべきであろう。」とする（高田・前掲注15）96頁〔佐藤文哉〕にもほぼ同一の記述がある。）。この見解に立つものとして、河上・前掲注22）88頁〔川上〕。

25) 平場ほか・前掲注20）239頁〔高田〕、大國・前掲注20）70頁、松本ほか・前掲注4）386頁、高森宣裕「逮捕状の執行に関する諸問題」警論74巻6号（令和3年）114頁。

26) 高田・前掲注24）259頁〔佐藤〕、高田・前掲注15）96頁〔佐藤〕。「より早く」とは、203条1項の手続より早い逮捕の段階で、「より十分に」とは、口頭によるものではなく逮捕状という書面によって告知されるからであろうか。

えてみることにする。

前述したとおり、緊急執行に当たっての告知は、急速を要するときに、逮捕状の呈示に代えて行われるものであるから、この告知の程度等も、逮捕状の呈示の趣旨に遡って、これに従って判断される<sup>27)</sup>。とすれば、告知は、逮捕が、憲法33条の令状、すなわち「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状」に基づくものであることを明らかにすること、言い換えれば、逮捕に際し、このような令状が存在していることを明らかにするためのものであると解される<sup>28)29)</sup>。そこで、この趣旨と告知の内容（「逮捕状の発付の旨」及び「被疑事実の要旨」）との対応関係について検討した上で、告知すべき被疑事実の要旨の程度について明らかにする。

第一に、逮捕が「権限を有する司法官憲が発し（た）令状」に基づくものであることを明らかにするために、刑事訴訟法で「逮捕状の発付の旨」の告知が求められると考える。捜査機関が逮捕状の発付の事実（逮捕状の存在）自体をごまかすことができるとは通常考えられないから、逮捕状が発付されている旨を告知することにより、逮捕が「権限を有する司法官憲が発し

---

27) 伊藤ほか・前掲注7) 103頁〔東條〕、倉崎・前掲注5) 73-4頁。

28) 法学協会・前掲注8) 608頁は、令状の呈示（73条1項、201条1項）のほかに、令状の緊急執行（73条3項、201条2項）は、「確に令状に基いた逮捕であることを明らかにするために、これを示すのが望ましい。」という趣旨を受けたものであるとする。また、松本ほか・前掲注4) 387頁は、「被疑事実の要旨の告知は、令状が発せられている旨の告知と併せて、逮捕が令状に根拠を置くものであることを被疑者に理解させるためのもの」であるとするが、私見と共通するものであろう。

29) もっとも、201条2項、73条3項についても、憲法34条の理由の告知であるとする見解がある（光藤景皎「判批」労働経済旬報419号（昭和34年）20頁、富田康次「判批」捜査研究97号（昭和34年）50頁、小野ほか・前掲注18) 182-3頁〔横井〕）。また、緊急執行にかかる裁判例である大阪高判昭和36年12月11日下刑3巻11・12号1010頁は、201条2項、73条3項の規定は、憲法34条の規定を具体化したものであるとする。

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

（た）令状」に基づくものであることが明らかにされるものといえよう<sup>30)</sup>。

第二に、逮捕が「理由となつてゐる犯罪を明示する令状」に基づくものであることを明らかにするために、刑訴法で「被疑事実の要旨」の告知が求められると考える。この「理由となつてゐる犯罪を明示する」とは、前述したとおり、「他の事実と識別しうる被疑事実が記載されている」ことを指すから、被疑事実の要旨の告知によって、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載されている令状」に基づくものであることを明らかにされればよいということになる。

このことを明らかにするために最も確実な被疑事実の要旨の告知の内容は、（そもそも他の事実と識別しうる被疑事実の記載が求められている）逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一（またはそれと同程度に）告知することにほかならない。

それでは、いかなる場合であっても、逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一告知しなければならないと解すべきであろうか。たしかに、逮捕状の記載事項（200条1項）と緊急執行に当たって告知すべき事項（201条2項、73条3項）のいずれにおいても、「被疑事実の要旨」という同じ文言を用いていることから、このように解することも可能ではある。

ただ、これに対しては、「緊急執行は、急速を要する場合に、逮捕状を所持しない捜査官によって行われるものである。逮捕状の出ている被疑者を発見した場合、捜査官としては、被疑者が逃走したり、逮捕に抵抗したりするおそれがないければ、まず、警察署へ任意同行を求めることになるであろうから、緊急執行を行う場合は、被疑事実の要旨の告知等を行うのが困難である場合にほかならない。したがって、逮捕状に記載された被疑事実をすべて告げるような余裕のない場合であって、『被疑者に理由なく逮捕するものでないことを一応理解させる程度』（……）で足りると解しなければ、緊急執行の実質的な意味がなくなることとなる。」と指摘されて

---

30) 山口・前掲注6) 72頁。

いる<sup>31)</sup>。前述したとおり、通常、「六何・八何の原則」を踏まえて記載するとされる逮捕状の被疑事実の要旨<sup>32)</sup>を緊急執行に当たって逐一告知しなければならぬとすれば、被疑者を偶然発見したような場合には、緊急執行が非常に困難になり、同規定が空文化するおそれがある。それゆえ、逮捕状記載の「被疑事実の要旨」を逐一告知することまでは要しないと解すべきである<sup>33)</sup>。

---

31) 河上ほか・前掲注4) 281頁〔渡辺〕。

32) 杉山ほか・前掲注13) 22頁。

33) なお、緊急執行にかかる裁判例においても、逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一告知すべきかに関して明示的に消極に解するものがある（東京高判平成8年12月12日東高刑時報47巻1-12号145頁、広島高判令和3年2月2日裁判所ウェブ、公刊物未登載、事件番号令和2年（う）113号）。特に詳細な理由を示しているものとして、東京高判昭和28年12月14日判特39号221頁は、「而して、すでに逮捕状の発せられている被疑者を発見した際、たまたまその逮捕状を所持していない場合でも急速を要するときは、被疑者に対し、被疑事実の要旨及び令状の発せられている旨を告げてこれが逮捕状を執行することのできることは、刑事訴訟法第201条第2項、第73条第3項の明定するところであるが、その被疑事実の要旨を告知するには、被疑者に理由なく逮捕するものでないことを一応理解せしめる程度に逮捕状記載の被疑事実の要旨を告げるをもって足り、必ずしも逮捕状記載の被疑事実の要旨一切を逐一告知するを要しないものと解するを相当とする。蓋し、逮捕状を所持しない者においてたまたま被疑者を発見した際にそれに記載された被疑事実の要旨を逐一記憶していることの洵に困難なるにおいてその要旨を逐一告げることを要求することの酷なるは言うまでもないところであり、若し、その要旨を逐一告げなければならないとするときは、たまたま被疑者を発見しながら逮捕できないという捜査上の不都合を生ずるの多きは事の数であって逮捕状なくして被疑者を逮捕できるとしている刑事訴訟法の規定はついに空文に等しいものとなるからである。而して同法は逮捕状なくして被疑者を逮捕することを許容する一方、その逮捕後速やかに逮捕状を示すことを要求しているところでもあるから、被疑事実の要旨を告げるのに、逮捕状記載の被疑事実の要旨一切を逐一告げるところがなくとも、理由なく逮捕するものでないことを一応理解せしめる程度に被疑事実の要旨を告げるをもって足りるとするも、憲法の保障する人権保護の上において特段に欠くる

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

とすれば、逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一告知しなくても、まず、被疑事実の要旨の告知の内容が「他の事実と識別しうる」程度のものであれば、「他の事実と識別しうる被疑事実が記載されている」令状の存在を明らかにしたものといえる。

さらにいえば、この被疑事実の要旨の告知は、前述したとおり、「理由の告知」、すなわち「他の事実と識別しうる被疑事実」の告知ではなく、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであること、すなわち、このような令状が存在していることを明らかにするためのものであるから、仮に、被疑事実の要旨の告知の内容自体が「他の事実と識別しうる」程度に至らないものであったとしても、この告知によって被逮捕者にとって、「他の事実と識別しうる程度の被疑事実が記載された令状」が存在しているということを明らかにすることができれば、被疑事実の要旨があったとってよいことになる<sup>34)</sup>。

まとめると、①逮捕状記載の被疑事実の要旨を逐一告知した場合（同程度を含む）、②「他の事実と識別しうる程度」の内容の被疑事実の要旨を告知した場合、③逮捕が「他の事実と識別しうる程度の被疑事実が記載された令状」に基づくものであることを明らかにする程度に告知した場合には、201条2項、73条3項の「被疑事実の要旨」の告知があったものと解される。

なお、どの程度の告知があれば、特にこの③の告知があったものと解す

---

ものありと言うことはできない。」とする。

34) 被疑事実の要旨の告知を憲法34条に直接関連をもつものと解している富田・前掲注15) 51頁は、告知の程度について、「少くとも、犯行の日時、態様、場所等、他の行為と区別し、識別しうる程度の具体性は必要とする」とするが、私見からすれば、必ずしもこの程度の告知までは必要ないことになる。また、裁判例の多くは、概ね「被疑者に理由なく逮捕するものではないこと、すなわち、いかなる犯罪事実による逮捕であるかを一応理解させる程度に逮捕状の被疑事実の要旨を告げれば足りる」（東京高判平成8年12月12日東高判時報4巻1-12号145頁）と解している。

ることができるかについては、事案によって異なるため、具体例を挙げて論じるのは困難である<sup>35)</sup>。もっとも、この点についての考え方は、②の他の事実と識別しうる程度とは何かということと基本的に通底するものと考ええる。他の事実との識別という観点からいえば、比較的容易になしうる犯罪類型（例えば、殺人などの法益侵害行為が1回に限られるもの）の場合は、そこまで詳細にわたる告知がなされなくても、他の事実と識別可能といえようが、よくありふれた犯罪類型の場合は、告知がある程度詳細にわたらなければ、他の事実と識別することはできない。これと同じように、③の場合も、「他の犯罪事実と識別された事実」が記載された令状の存在を明らかにすることが目的である以上、他の事実と識別しうる程度の内容の告知は必ずしも必要でないとしても、そこに求められる告知の詳細さは、識別の困難さに比例するということができよう。

### Ⅲ 裁判例において問題となった緊急執行の類型ごとの検討

つぎに、要旨の告知の点で、裁判例において問題となった緊急執行の各類型、すなわち、罪名のみを告知した場合（1）、被逮捕者が被疑事実を了知した旨を述べた場合（2）、事件の名称のみを告知した場合（3）、複数の被疑事実が記載された逮捕状による場合（4）について、前述した私見の立場から検討を加えることとしたい（なお、この点に関する裁判例の多くは、緊急執行に対する被逮捕者または第三者の妨害行為について公務執行妨害罪が成立するかを判断するに当たり、当該緊急執行の適法性が問題となったものであるが、緊急執行が（訴訟法上）違法である場合の同罪の成否の点については、本稿では扱わない。）。

---

35) 高田・前掲注24) 259頁〔佐藤〕参照。

## 1 罪名のみを告知した場合

第一の類型は、緊急執行に当たって「罪名」を告知したのみで、「被疑事実の要旨」を告知しなかった場合である。

### (1) 事案

第一の類型に関する裁判例としては、緊急執行に当たって、逮捕者が被逮捕者に対し、①「窃盗の嫌疑で逮捕状が発せられている」旨を告げた事例<sup>36)</sup>、②「単に脅迫容疑による逮捕状が發布されている事実」を告げた事例<sup>37)</sup>、③「お前は恐喝罪で逮捕状が出ている」と告げた事例<sup>38)</sup>があり、裁判所は、いずれも違法であると判断した。

### (2) 検討

罪名の記載も、被疑事実の要旨の記載と相まって被疑事件を特定するも

---

36) 福岡高判昭和27年1月19日高刑5巻1号12頁。

37) 東京高判昭和34年4月30日高刑12巻5号486頁。なお、同判決は、「罪名を告げただけでは、被疑事実の要旨を告知することにより実現しようとした前示の法の目的を達成し難いと認められるから、罪名を告げただけで直ちに被疑事実の内容を察知することができ、被疑者においても敢えて逮捕状の呈示を求めないような場合は兎も角として、そうでない限り所論の瑕疵を目して左程重要でない軽微なものと解することは当を得ないものといわざるを得ないのであって、従ってまた斯る瑕疵ある職務行為を適法なものとは解し難いのである。」と判示しており、この下線部分に当たる場合には罪名のみの告知であっても要旨の告知があったといえると判示しているようにも見えなくもないが、この判示部分は、公務執行妨害罪の成否の判断に当たっての職務行為の瑕疵の程度を問題とするものであり、(訴訟法上の)緊急執行の適法性を判断したものではないだろう(この証左に、この下線部分に当たる場合には、「罪名を告げただけでも、少なくとも公務執行妨害罪の成否との関係においては、逮捕手続は適法であるとする余地を残している。」とする見解がある(青木・前掲注5)60頁)。

38) 大阪地判昭和45年10月30日刑月2巻10号1127頁(なお、3つの恐喝の事実を被疑事実とした逮捕状の緊急執行の事例である。)

のであることに照らせば<sup>39)</sup>、罪名を告げたことによって不十分ながら被疑事実の一部を告知したということはできるものの<sup>40)</sup>、罪名の告知という事情しか存在しない場合には、およそ逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることが明らかにはならないから、被疑事実の要旨の告知があったとはいえない<sup>41)</sup>。

## 2 被逮捕者が被疑事実を了知した旨を述べた場合

第二の類型は、緊急執行に当たって「罪名」程度の告知をしたが、この告知に対して、被逮捕者が了知した旨を述べたという事情がある場合である。

### (1) 事案

第二の類型に関する裁判例の一つ目として、④逮捕者から「傷害罪で逮捕状が出ているから一寸来て貰いたい」と言われたのに対し、被逮捕者が「判ってまんが一寸待って下さい云々」と答えた事例がある<sup>42)</sup>。裁判所は、「被逮捕者が、いかなる被疑事実によって逮捕されるものであるかを知らしめて安んじて逮捕に应ぜしめようとするにあるから、罪名を告げたのみで、被逮捕者が被疑事実の内容を了知し得る状況にある場合には罪名と令状が発せられていることを告げたのみで逮捕しても必ずしも前記法条に違反するものではないといわなければならない。」とし、「被逮捕者が罪名と令状の発せられていることを告げられて判っていますといふ被疑事実の要旨告知を求めない場合にまで被疑事実の要旨を告げなければ逮捕すること

39) 楠原・前掲注10) 126頁。

40) 警察庁警察大学校刑事判例研究会・前掲注5) 93頁。

41) もっとも、発生件数が極めて稀な罪名については、罪名の告知だけで、逮捕が「理由となっている犯罪を明示する令状」に基づくものであることを明らかにすることができ、さらには、他の犯罪事実と識別することができるような場合も想像できなくもないが、これは、後述する「3 事件の名称の告知」と同じように解することができるだろう。

42) 大阪高判昭和36年12月11日下刑3巻11・12号1010頁。

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

ができないと解するのは行き過ぎである。ただ、判っていますといっても、真実被疑事実の要旨を了知しているのかどうか疑のめたれる場合は原則にたちかえって被疑事実の要旨を告げなければならないこと勿論である。」と判断した（なお、本件については、逮捕者の立場からみて、被逮捕者が真実被疑事実を了知していないのではないかと疑うに足る事情は存在しなかったとして、公務執行妨害罪が成立すると判断している。）。

二つ目として、⑤逮捕者が「逮捕状が出ていることを伝えるとともに、平成6年12月12日ころの覚せい剤の使用と麴町警察署の敷地内における岐阜ナンバーの車の中に覚せい剤を所持したという2つの事実だ」と告知したのに対し、被逮捕者が「使用は分かるが所持は知らない」と答えた事例がある<sup>43)</sup>。裁判所は、「逮捕状の被疑事実の要旨の告知に当たっては、被疑者に理由なく逮捕するものではないこと、すなわち、いかなる犯罪事実による逮捕であるかを一応理解させる程度に逮捕状の被疑事実の要旨を告げれば足りるのであって、日時、場所、犯行態様など逮捕状に記載された『被疑事実の要旨』をすべて漏れなく告げるまでの必要はなく、事案により、また、被疑者の被疑事実の了知の程度により、告知が必要とされる程度は異なるものと解される。」とした上で、「本件についてこれをみると、覚せい剤使用の事実については、被告人としては身に覚えがあったわけであり、平成6年12月12日ころの覚せい剤の使用と告げたのみで、被疑事実の要旨の告知として不十分ということとはできない。また、覚せい剤所持の事実については、同日ころの麴町警察署の敷地内における岐阜ナンバーの車の中に覚せい剤を所持したという事実であると告げたのであるから、日時、場所、所持態様等の概略を告げており、被疑事実の要旨の告知として十分とすることができる。したがって、以上検討したところによれば、逮捕警察官は、本件逮捕状の緊急執行の際に、被告人に被疑事実の要旨を告げたものというべきである。」と判断した。

---

43) 東京高判平成8年12月12日東高刑時報47巻1-12号145頁。

(2) 検討

このように罪名程度の告知（これだけでは被疑事実の要旨の告知があったとはいえない場合であることが前提となる。）に対して被逮捕者が了知した旨（「判ってまんが」(④)、「使用は分かるが」(⑤)）を述べたことを根拠として被疑事実の要旨の告知があったかどうかを判断する前提として、まず、被疑事実の要旨の告知の有無の判断に当たっての考慮要素は、告知の内容に限定されるのか、それとも、告知の内容とともに、被逮捕者の了知内容などの事情も考慮に入れてよいかが問題となる。もし仮に、告知の内容に限定されるとする立場に立つと、被逮捕者が了知した旨を述べたことを判断の根拠とすることはできないだろう<sup>44)</sup>。

そもそも、被疑事実の要旨の告知によって、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることを明らかにすべき相手方は被逮捕者であるから、告知によって、被逮捕者にとって、逮捕がこのような令状に基づくものであることが明らかになればよいということになるから、告知の内容に限らず、被逮捕者の了知の内容を併せて判断することは許されるだろう<sup>45)</sup>。そして、考慮要素として求められる告知の内容と被逮捕者の了知の内容は相関関係にあるといえるから、⑤の事例がいうように、被逮捕者の了知の程度が問題となるといえよう。そして、告知の内容と被逮捕者の了知の内容を合わせて、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることが明らかになっ

---

44) もっとも、令状呈示に当たってこれを閲読しようとしなかった場合や閲読せずに破棄した場合でも呈示の手続が行われたものと解するのと同様に（平場ほか・前掲注3）76頁〔高田〕、告知をしようとした際に、被逮捕者が告知を受けようとしなかった場合などには、告知の手続が行われたものと取り扱うことができるが、これは別論である。

45) 「要は、事実が特定されればよいのであるから、四囲の情況から被逮捕者が被疑事実を了知していると認められ、かつ、要旨の告知を求めないときは、罪名を告知しただけで足りる場合があるだろう」とする見解がある（高田・前掲注24）260頁〔佐藤〕。

たといえれば、要旨の告知があったものといえる。

もっとも、④の事例でも指摘されているとおり、罪名を告知した後、被逮捕者が了知した旨を述べたところで、本当に了知しているかどうか疑わしい場合には、被逮捕者の了知の内容は無いということになるから、告知の内容によって判断されることになるため、改めて被疑事実の要旨を告知しなければならない。なぜなら、前述したとおり、被逮捕者にとって、逮捕がこのような令状に基づくものであることが明らかになっているかが問題となることから、被逮捕者が本当に了知しているといえるかの判断は、逮捕者ではなく、被逮捕者が基準となるからである（④の事例は、判文を見ると、逮捕者を基準としているように見えるが、これは公務執行妨害罪の成否を判断する場面である。）

さらに付け加えれば、逮捕者自身が罪名程度しか知らない（すなわち、そもそも被疑事実の要旨の告知をなしえない）状況で緊急執行しようとし、被逮捕者に対して「何々の罪名で逮捕状が発付されている旨」を告知したところ、被逮捕者が「分かった。」と了知した旨を述べたような場合は、適法な告知と解すべきではない。逮捕者には被疑事実の要旨を告知する義務があるし、被逮捕者の受け答え次第で適法性が左右されるようなことはあってはならないからである<sup>46)</sup>。この類型は、飽くまで、逮捕者としては、被疑事実の要旨を告知しようとするればできるものの、罪名程度を告知した段階で、被逮捕者が了知した旨を述べたことから、それ以上の告知をしなくても違法とは解されないとするものであるため、もし、被逮捕者が了知

---

46) この点につき、「被疑事実の要旨を告げなかったとしても被疑者において被疑事実を知ったと認められる以上それでよいではないかとは、告げるべき側においてこれを告げ得たことを前提としてこそ言い得る議論である。職務執行行為の適法性は執行を受ける側にその根拠を依存せしめるべき筋筋のものではなく、本来、執行に当るべき公務員の側においてこれを具備すべきは当然の理であるからである。」とする見解がある（塚谷悟「逮捕状の緊急執行について（二）」自警41巻10号（昭和34年）16頁）。また、同14頁以下の事例参照。

した旨を述べた場合でも、後に告知の有無が争いになったときには、逮捕者が緊急執行時に被疑事実の要旨を告知できていたことを明らかにする必要があるものとする。

### 3 事件の名称のみを告知した場合

第三の類型は、事件の名称のみを告知した場合である。

#### (1) 事案

第三の類型に関する裁判例としては、⑥逮捕者が緊急執行するに当たり、「宮城前の騒擾事件で君に逮捕状が出ているから逮捕する」とのみ告知した事例がある<sup>47)</sup>。裁判所は、「果して然らば、P<sub>1</sub>、P<sub>2</sub>の両巡査がXを逮捕したのは、昭和27年5月24日のことであって、当時、宮城前の騒擾事件といえ、その日を遡る数句を出でない同月1日宮城前広場やその附近路上で労働者や朝鮮人等数名と警戒中の多数の警察官との間に発生したいわゆるメーデー事件として普く知られていた騒擾事件を指称するものであることは、常識ある人において何人も容易にこれを理解し得べかりしところであったのだからP<sub>1</sub>巡査がXに対し『宮城前の騒擾事件で君に逮捕状が出ているから逮捕する』と告げた事実ある以上、殊に当時労働争議の過中に敢て身を投じつつあった者としてのXにおいて右騒擾事件に関連する犯罪の被疑者として逮捕されるものであることを理解しなかったとは到底考えられないところであるから、そのすでに発せられた逮捕状（……）には被疑事実の要旨として

[筆者注：逮捕状記載の被疑事実の要旨（略）]

とあるからといって、これが被疑事実の要旨を告げたるにおいて不充分であるということとはできない。従って、P<sub>1</sub>巡査等によるXの逮捕をもって適法でないとする所論の理由なきは勿論、これが前提に立って被告人等の本

---

47) 東京高判昭和28年12月14日判特39号221頁。なお、この「宮城前の騒擾事件」や「メーデー事件」とは、昭和27年5月1日に発生したいわゆる「血のメーデー事件」に関するものである。

件所為を公務の執行妨害でないとする所論は当らない。」と判断した。

## （2）検討

⑥の事例は、「宮城前の騒擾事件」という、犯行場所（宮城前）と罪名（騒擾罪）を組み合わせて告知している場合と捉えることもできるが、「何々事件」という告知によって特定の犯罪事実を指称するものであることを理解したかどうかを問題としているから、告知の内容に場所や罪名が含まれている場合に限定されるものではなく（もちろん、場所や罪名が含まれている場合には、それらが考慮要素の一つにはなる。）、事件の名称の告知があった場合と考えることができる。

そして、この類型もまた、事件の名称の告知によって、被逮捕者にとって、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることが明らかになればよいことになる。ただ問題となるのは、前記2とは異なり、被逮捕者が了知した旨を述べた場合ではないため、何を判断のよりどころとすべきかである。

⑥の事例では、事件の名称の告知によって特定の犯罪事実を指称するものであることを、「常識ある人において何人も」（以下「一般人」とする。）容易に理解でき、さらに、被逮捕者の属性（「殊に当時労働争議の過中に敢て身を投じつゝあった者」）からして、理解しなかったとは到底考えられないとして要旨の告知として十分であると判断している。

これと同じように、事件の名称の告知によって、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることについて、一般人にとっても容易に明らかになり、そして、被逮捕者の属性からして、明らかにならなかったとは到底考えられない場合には、要旨の告知があったと判断できよう。

ただ、被逮捕者にとって、明らかになったかどうかの問題となることから、前記2と同様、飽くまで被逮捕者が基準となるべきである。ここでの一般人の理解可能性は、一般人にとってですら容易に明らかになるといえるから、被逮捕者の属性から考えて、なおさら明らかでないとは到底考え

られないとするものであって、被逮捕者にとって明らかであるとする根拠の一つに過ぎず、独立の要件とは解されないだろう。それゆえ、仮に、ある事件の名称が特定の犯罪事実を指称することについて、一般人にはよく知られていないが、被逮捕者と同じ属性の者にとっては知らない者はいないような場合には、被逮捕者の属性などから考えれば、被逮捕者にとって明らかではないとは到底考えられないとして、事件の名称の告知によって、被疑事実の要旨の告知があったものといえることになる（前記2のような場合には、一般人の理解が問題とはなりえない場面であるが、要旨の告知があったものと解しているのと同じである。）。

なお、事件の名称の告知によって、被逮捕者にとって、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることが明らかになったかの判断に当たっては、「被逮捕者は当該被疑事件の被疑者である」ということは考慮要素たりえないことはいうまでもない。⑥の事例も、「殊に当時労働争議の過中に敢て身を投じつつあった者」という被逮捕者の属性を指摘しているが、これは、たまたま労働争議に応援に来ていた被逮捕者を発見したことを根拠としているのであって、いわゆる「血のメーデー事件」の被疑者であるからではない点には注意を要する。

#### 4 複数の被疑事実が記載された逮捕状による場合

第四の類型は、緊急執行する逮捕状に複数の被疑事実が記載されている場合である。

##### (1) 事案

第四の類型に関する裁判例としては、⑦逮捕者が、「広島市e区f町」及び「同区g h i丁目」で発生した各建造物侵入、窃盗、すなわち計2つの被疑事実が記載された逮捕状の緊急執行に当たって、「海田署が取得した逮捕状に基づく逮捕であること及びgの窃盗事件が被疑事実であること」を告知した事例がある<sup>48)</sup>。裁判所は、「刑訴法201条2項、73条3項の趣旨に照らし、捜査機関としては、逮捕状の緊急執行の際、逮捕状に記載

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

された『被疑事実の要旨』を全て漏れなく告げる必要はないものの、いかなる被疑事実による逮捕であるかを一応理解させる程度には逮捕状の被疑事実の要旨を告げる必要があるものと解される。そして、逮捕・勾留の効力が被疑事実を単位として生ずることなどに照らせば、1通の逮捕状に併合罪関係に立つ複数の被疑事実が記載されている場合には、個々の被疑事実について、それぞれその要旨を告知する必要があるものと解すべきである。」とし、「f町の窃盗の被疑事実については何ら告知されていない上、g h i丁目の窃盗の被疑事実についても、建造物侵入、窃盗という罪名のうちの窃盗であることや、発生場所がgという地域であることを除いては、発生日時場所も、被害品も、侵入窃盗という犯行態様についても告げられていないのであって、被告人に対し、いかなる被疑事実による逮捕であるかを一応理解させる程度の情報が伝えられていたものとはいえない。」と判断した。

## (2) 検討

このように、⑦の事例では、併合罪関係に立つ複数の被疑事実が記載された逮捕状を緊急執行するに当たっては、個々の被疑事実の要旨を告知すべきであると判断している<sup>49)</sup>。たしかに、逮捕が「他の事実と識別しうる

48) 広島高判令和3年2月2日裁判所ウェブ、公開物未登録、事件番号令和2年(う)113号。

49) なお、③の事例は3つの恐喝罪、⑤の事例は覚醒剤の所持と使用といういずれも併合罪関係に立つ複数の被疑事実が記載された逮捕状が緊急執行されたものであるが、それぞれの判決においては、このような判示はなされていない。なぜなら、このような判示が本来必要であるのは、併合罪関係に立つ数個の被疑事実のうち、要旨の告知があった被疑事実と、要旨の告知がなかった被疑事実とが併存している場合に、全体の緊急執行の適法性が問題となったときであるからである。⑤の事例のように全ての被疑事実について要旨の告知があったと認められた場合は要旨の告知の点では問題がないためこのような判示が不要であることはもとより、③の事例のように全ての被疑事実について要旨の告知があったものとは認められない場合は、いずれにせよ要旨の告知が欠けて違法となることから、この点は論点とはならず、このような判示をする必要はない。

被疑事実が記載された令状」に基づくものであることを明らかにするといふ観点からみても、全ての被疑事実について要旨の告知がなされることが望ましい。ただ、このように解すると、例えば、逮捕状に記載された被疑事実が多数に及ぶ場合には、要旨の告知の困難さから、緊急執行自体が不可能となることもありうるし、また、併合罪の關係に立つ重大な犯罪にかかる被疑事実と軽微な犯罪にかかる被疑事実が記載されている場合に、前者について告知し、後者については告知しなかったとしたら、逮捕が全体として違法となると解するのには疑問が残る<sup>50)</sup>。

そもそも、逮捕状の呈示も、被疑事実の要旨の告知も、逮捕の理由の告知が目的ではなく、逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載された令状」に基づくものであることを明らかにすることが目的である。そして、(逮捕の効力の及ぶ被疑事実の個数と切り離れた現実の1個の)逮捕という身体拘束行為自体は、少なくとも1つの「他の事実と識別しうる被疑事実」が記載された逮捕状に基づけばよいと考えられるから、併合罪關係に立つ複数ある被疑事実の全てを告知しなくても、そのうち1つの被疑事実の要旨を告知することによって、1つの「他の事実と識別し得る被疑事実」が記載された逮捕状に基づくことが明らかなものとなれば、要旨の告知があっ

---

それゆえ、⑦の事例も、全ての被疑事実について要旨の告知があったものとは認められていないから、このことは論点とはならないため、この判示部分について、少なくとも判例としての意義を見出すことができるかは疑問である。

50) この点について、「公訴事実として訴因が2つ以上ある場合(256条5項)に、その全部を告知する必要があるであろうか。急速を要する際の告知という観点から、その1つを告げればよいと解する(ただし、本位的訴因と予備的訴因の場合は、前者を告知するのが妥当であろう。)」とする見解があるが(平場ほか・前掲注20)240頁〔高田〕)、これは、256条5項を摘示していることからわかるように、公訴事実の同一性が認められる複数の訴因の記載がある場合には、このうち1つの訴因について告知すれば足りるとするものであって、公訴事実の同一性が認められない併合罪關係に立つ複数の訴因の記載がある場合についてまで論じたものとはいえないだろう。

逮捕状の緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度（氏家）

たものと解することができるのではないだろうか。

なお、複数ある被疑事実のうち、どれを告知するかは、事案によって異なるため、一概にいうことはできないが、犯罪の軽重等に鑑みて、代表的な被疑事実の要旨を告知することが、被逮捕者にとって逮捕状が存在することをよりよく理解させることにつながるため、望ましいといえる。

#### IV おわりに

本稿では、緊急執行に当たって告知すべき被疑事実の要旨の程度について明らかにした後、要旨の告知の点で、裁判例において問題となった緊急執行の類型ごとに私見の立場から検討を加えた。ただ、この逮捕が「他の事実と識別しうる被疑事実が記載されている」令状に基づくものであることを明らかにする程度とは、具体的にどのような告知であるかについて、詳細な検討ができなかった憾みがあるが、今後も検討を重ねていきたい。

なお、この私見による基準は、告知すべき最低限の被疑事実の要旨の程度であって、仮に、十分に要旨の告知を行いうる状況であれば、逮捕がこのような令状に基づくものであることをより確実に明らかにするという観点から、詳細な告知が望ましいことはいうまでもない。

（海上保安大学校海上警察学講座准教授）